

小平町子育て世帯ごみ廃棄支援事業



町では、子育ての応援として「ごみ袋」の配布を始めましたので、ご利用願います。



5月1日現在、小平町の住民基本台帳に登録されている満4歳未満のお子さんを養育されているご家庭に子育て支援の一つとして、一世帯・1ヶ月あたり4枚の「ごみ袋」を本年6月から来年3月までの10ヶ月分(40枚)を配布することとなりました。

また、年度の途中で出産や転入があったときは、当月を含め月割りで配布します。

なお、引き換えにつきましては、『「ごみ袋」支給決定通知書』をご持参の上、平成27年8月31日までに、小平町役場(保健福祉課、鬼鹿支所、達布支所)で受取願います。

ご不明な点がございましたら保健福祉課福祉係までお願いします。

国民健康保険からのお知らせ

地方税法の改正に伴い、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、平成27年度より国民健康保険税(「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」)の課税限度額と保険税軽減範囲が変わります。

課税限度額の改正

課税限度額の引き上げを行います。税率の変更はありません。

	平成26年度まで(改正前)	平成27年度から(改正後)
医療給付費分	51万円	52万円
後期高齢者支援分	16万円	17万円
介護納付金分	14万円	16万円
計	81万円	85万円

※介護納付金分は40歳から65歳未満の方のみ課税されます。

保険税軽減範囲の改正

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行います。

	平成26年度まで(改正前)	平成27年度から(改正後)
5割軽減	基準額33万円+24.5万円×被保険者数	基準額33万円+26万円×被保険者数
2割軽減	基準額33万円+45万円×被保険者数	基準額33万円+47万円×被保険者数

※軽減判定所得には、被保険者全員の所得に加えて、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。また、被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者の被保険者に移行した人を含みます。

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係(内線272)

2つの給付金

【臨時福祉給付金】と【子育て世帯臨時特例給付金】 今年もあります!

消費税率引上げの影響等を踏まえ、平成27年度分の住民税が課税されていない方と、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置として給付金を支給いたします。

- 臨時福祉給付金支給額 一人につき6,000円
- 子育て世帯臨時特例給付金支給額 対象児童一人につき3,000円
- 申請手続き 具体的な申請方法や申請期間の詳細については、決まり次第お知らせいたします。
- 問い合わせ先 保健福祉課福祉係(内線272・273)